委託番号 2214 契約形態 業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 自家用電気工作物保安業務委託(草加市役所本庁舎等)
- 2 履行場所 草加市高砂一丁目1番1号(草加市役所本庁舎・西棟※1) 草加市中央一丁目1番8号(草加市役所第二庁舎) ※1 西棟は令和6年4月末まで改修工事のため閉鎖
- 3 履 行 期 間 令和 6 年 (2024年) 4月1日から令和 7 年 (2025年) 3月31日まで
- 4 支払方法 業務完了月毎払(年12回払)
- 5 設備内容

本庁舎

• 変圧器設備容量	2, 850KVA	受電電圧	6,600V
• 発電機	8 7 5 K V A	2 0 0 V	
本庁舎西棟			
• 変圧器設備容量	6 5 0 K V A	受電電圧	6,600V
• 発電機	1 5 0 K V A	2 0 0 V	
第二庁舎			
• 変圧器設備容量	$700 \mathrm{KVA}$	受電電圧	6,600V
• 発電機	1 0 0 K V A	2 0 0 V	

6 業務の内容

電気事業法及び関係法規等に基づく、自家用電気工作物の保安業務を行う。

(1) 月次点検 月1回※2 ※2 亜糖における日次点検け 今和6年

※2 西棟における月次点検は、令和6年5月から実施すること。

- (2) 定期点検 年1回(令和6年7月以降に実施)
- (3) 高圧機器充電部清掃 年1回
- (4) 不良箇所の改修の指示及び助言
- (5) 故障発生時の応急措置の指示及び故障発生後における検査
- (6) 官庁検査の立会
- (7) 電気設備に係る設計書、図面及び仕様書の作成指導
- (8) 関係官庁に対する手続きの指導、竣工検査の立会及びその他必要な業務

7 業務完了報告書の提出

各業務完了後、速やかに業務完了報告書(保守点検報告書)を提出すること。

8 その他

- (1) 保守点検日については事前に発注者へ連絡し、承諾を得ること。
- (2) 仕様書に書かれていない事項については、担当課と協議すること。
- (3) 契約期間中に本庁舎西棟の供用開始を予定しており、業務内容の一部について変更の可能性があることから、その際には、発注者と協議の上、対応するものとする。
- (4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すること。 また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (6) 草加市政における公正な職務遂行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求 行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、 市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

9 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること(契約締結前) 草加市役所 総務部契約課 電話048(922)1129(直通)
- (2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 総合政策部資產活用課施設管理係

電 話 048-922-1798 (直通)

FAX 048-924-3739